

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例案 概要資料

1 改正の理由

児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正により児童手当の支給対象に母子生活支援施設の設置者が追加されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正されたことから、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。

2 改正の概要

給付金として支払を受けた金銭の管理を行うこととする設置者に母子生活支援施設の設置者を加えるほか、必要な規定の整理を行う。

3 施行日

公布の日

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第72号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 給付金として支払を受けた金銭の管理を行うこととする設置者に母子生活支援施設の設置者を加えることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1第12項中「乳児院」の右に「、母子生活支援施設」を加える。

別表第3第2項第4号エ(ア)中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

別表第4第2項第7号ア中「第13条第3項第1号」を「第13条第3項第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
本則・付則 省略 別表第1（第6条関係） 1～11 省略 12 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。 (1)～(4) 省略 13～18 省略 別表第2 省略 別表第3（第6条関係） 乳児院の設備および運営に関する基準 1 省略 2 職員 (1)～(3) 省略 (4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が	本則・付則 省略 別表第1（第6条関係） 1～11 省略 12 設置者（乳児院、<u>母子生活支援施設</u>、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。 (1)～(4) 省略 13～18 省略 別表第2 省略 別表第3（第6条関係） 乳児院の設備および運営に関する基準 1 省略 2 職員 (1)～(3) 省略 (4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が

指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。

ア～ウ 省略

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたはこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県または市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

(イ)・(ウ) 省略

(5) 省略

3～7 省略

別表第4（第6条関係）

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成す

指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。

ア～ウ 省略

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたはこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県または市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

(イ)・(ウ) 省略

(5) 省略

3～7 省略

別表第4（第6条関係）

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項第2号に規定する児童福祉施設の職員を養成す

る学校その他の施設（以下「養成学校等」という。）を卒業した者 （学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を 含む。以下同じ。） イ～オ 省略 (8) 省略 3～5 省略 別表第5以下 省略	る学校その他の施設（以下「養成学校等」という。）を卒業した者 （学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を 含む。以下同じ。） イ～オ 省略 (8) 省略 3～5 省略 別表第5以下 省略
--	--